

佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付要綱

畜第3657号
令和6年3月28日

(趣旨)

第1条 知事は、配合飼料の主原料である子実用とうもろこしの生産及び利用を拡大することで、できる限り輸入飼料に頼らない飼料体系への転換を図ため、佐賀県飼料生産拡大推進事業実施要領（令和6年3月28日付け畜第3657号農林水産部長通知。以下「要領」という。）に基づき、農業者等（以下「補助事業者」という。）が行う「佐賀県飼料生産拡大推進事業」の実施に必要な機械の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率並びに補助限度額)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(暴力団排除規定)

第3条 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。
- 3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「令」という。)、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表に定める重要な変更以外の変更については、この限りではない。
 - (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付け)のとおり県内企業と契約するように努め、原則として2人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一業者との随意契約については次に掲げる場合とし、その理由を事前何等で明らかにしたうえで、契約すること。
 - ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。
 - イ 一件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効能の増加した機械及び器具(以下、「財産」という。)で、第10条に規定する財産の処分を制限する期間を経過していない場合においては、その期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。
 - (7) 規則第22条本文の規定により、知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
- 3 第1項第4号の規定により、知事に中止または遂行が困難になった場合の中止承認申請書は様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第7条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第3条の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

(実績報告)

- 第8条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第4-1号のとおりとする。
なお、実績報告書の提出に当たっては、補助事業者は原則として所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）による竣工検査を受けるものとする。
- 2 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は、様式第4-2号のとおりとする。
 - 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、事業実施主体毎に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 4 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
 - 5 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日（第9条の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
 - 6 第2項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

- 第9条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払で交付することができる。
なお、概算払請求に当たって、補助事業者は原則として所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）による完了見込み確認を受けるものとする。
- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第6号のとおりとする。

(財産処分の制限)

- 第10条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数とする。
- 2 規則第22条第2号に規定する財産は、それぞれ1件の取得価額が10万円以上のものとする。
 - 3 規則第22条第3号に規定する財産は、実施要領に規定する農業振興において政策的に特に必要な資材等とする。

(書類の経由)

- 第11条 規則又はこの要綱に基づいて提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年度、令和6年度分の補助金から適用する。

(別表)

対象経費	補助率	重要な変更
県内産子実用とうもろこしの生産・利用に必要な機械の導入に要する経費 1 子実用とうもろこしの収穫機 2 子実用とうもろこしの乾燥機及び設置に要する経費	3/4 以内	1 対象経費の 30%を超える増減 2 事業実施主体の変更

(注) 補助金の算定に当たっては、千円未満の額は切り捨てるものとする。

(様式第1号)

番 年 月 号 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付申請書

〇〇 年度において、下記のとおり佐賀県飼料生産拡大推進事業を実施したいので、佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業実施計画

対象経費	機械名	規格能力	事業量	事業費 (円)
			計	

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業区分	総事業費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		県費補助金 (A)	その他 (B)	
佐賀県飼料生産拡大 推進事業	円	円	円	
計				—

(様式第2号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

○○ 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業変更承認申請書

○○ 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった○○ 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金について、下記の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

(注1) 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の部分は、消去すること。

(注2) 記以下は、補助金交付申請書に準じて作成すること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」に置き換え、事業計画及び経費の配分が変更前と変更後で比較ができるように変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

(様式第3号)

番
年 月 日
号

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業中止承認申請書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金について、下記の理由により事業を中止したい(遂行が困難な)ので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付要綱の規定により、申請します。

記

【中止(遂行が困難)の理由】

(様式第4-1号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

(注1) 記以下は、補助金交付申請書の様式に準じて作成すること。

(注2) 概算払を完了見込みで請求した場合及び精算払で請求する場合には、「佐賀県飼料生産拡大推進事業完了確認書」(別紙1)を添付すること。

(注3) 財産管理台帳(別紙2)を添付すること。

(様式第4-2号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業年度終了実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業について、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業年度終了実績報告（別紙）

2 事業実施期間：(当初) 〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日まで
(変更後) 〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日まで

別紙
事業年度終了実績報告

1 収支の状況

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	収入済額	繰越額	備考
県費補助金				
その他				
計				

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	予算額	支出済額	繰越額	備考
佐賀県飼料生産拡大推進事業				
計				

2 実施状況

(単位：円)

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施	
	事業費 (A)	県費補助金	(A)のうち 年度内支出 済額	概算払 受入済額	(A)のうち 未支出額	翌年度 県費繰越 額
翌年度繰越 分 〇〇 年度内完了 分 〇〇						
計						

(別紙1)

佐賀県飼料生産拡大推進事業完了(見込み)確認書

事業実施主体名				
事業内容	機械・施設名	規格・能力等	事業量	事業費(円)
	事業費計			
補助事業に要する経費			うち県費補助金	
現地検査・確認日	〇〇	年	月	日
書類検査・確認日	〇〇	年	月	日
確認した証拠書類 (□内にレを記入)	・見積書(2者以上) <input type="checkbox"/> ・契約書 <input type="checkbox"/> (契約日:) (事業実施主体名、型式、金額、押印の確認) ・納品書 <input type="checkbox"/> (納品日:) (型式、金額の確認) ・請求書 <input type="checkbox"/> (あて名、金額を確認) ・事業主体の通帳 <input type="checkbox"/> (通帳の名義が同一か確認) ・補助残の入金 <input type="checkbox"/> ・領収書又は振込伝票 <input type="checkbox"/> (あて名、金額を確認)			
検査所見				
検査確認者	〇〇 年 月 日 検査確認者 職名 氏名			

(注1) 確認時点では事業が完了していない場合で、3月末までに事業完了が見込まれる場合は検査所見欄にその旨を記載すること。

(注2) 事業完了確認に伴い、補助金の変更承認申請を要さない軽微な変更により総事業費等が変更となった場合は、補助金交付申請額を()で上段に、変更後の実績を下段に記載すること。

(注3) 実績報告書に添付する場合は、(見込み)を消去すること。

(様式第5号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金について、佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 佐賀県補助金等交付規則第13条に基づく
補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (〇〇 年 月 日付け 第 号による額の確定額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに
係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3-2) | 金 | 円 |

(注) 参考となる資料を添付すること。

概算払の場合

(様式第6号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳	交付決定額	金 円
	交付済額	金 円
	今回請求額	金 円
	残 額	金 円

振込先

- ・金融機関名・支店名
- ・口座種類
- ・口座番号
- ・口座名（ふりがな）

(注1)「概算払」で交付する場合の様式である。

(様式第6号)

精算払の場合

番 年 月 号 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった〇〇 年度佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内 訳	確定補助金額	金 円
	交付済額	金 円
	今回請求額	金 円
	残 額	金 円

振込先

- ・金融機関名・支店名
- ・口座種類
- ・口座番号
- ・口座名（ふりがな）

(注1)「精算払」で交付する場合の様式である。

(別紙2)

財産管理台帳

事業実施主体名：〇〇

事業実施年度 〇〇 年度		補助金名：佐賀県飼料生産拡大推進事業費補助金										
事業の内容			工 期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
財産名	設置・保管場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費 (円)	負担区分		耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日	処分 の 内容	
						県費補助金 (円)	自己資金 (円)					
			〇〇 年 月 日	〇〇 年 月 日				年	〇 〇 年 月 日			
合 計												

- (注) 1 1件当たりの取得価格が10万円以上の財産について作成すること。
2 着工年月日欄には契約日を、竣工年月日欄には納品日を記載すること。
3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
4 処分の内容欄には、譲渡、交換等別に記入すること。
5 摘要欄には、譲渡先、交換先等の名称又は補助金返還額を記入すること。
6 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。